

「第6次障がい者福祉計画」・「第8期障がい福祉計画・第4期障がい児福祉計画」の策定について

計画内容

計画名	内容
障がい者福祉計画	障害者基本法において市町村が策定を義務づけられた計画。第7次高浜市総合計画の福祉・健康分野の基本目標を障がい者福祉分野において具現化するための計画。
障がい福祉計画・障がい児福祉計画	障がい福祉計画は障害者総合支援法、障がい児福祉計画は児童福祉法において、市町村が策定を義務づけられた計画。厚生労働省告示の基本指針に即して、提供体制の確保、各年度の種別ごとの必要な見込量等を定めた計画。障がい児福祉計画は平成30年度から策定している。

計画期間と策定作業年度

計画名	計画期間											
	2021	2022	2023	2024	2025	2026	2027	2028	2029	2030	2031	2032
	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14
障がい者福祉計画	第5次						第6次					
障がい福祉計画・障がい児福祉計画	第6期・第2期		第7期・第3期			第8期・第4期						

策定体制及び計画スケジュール

○資料1－1及び資料1－2のとおり